

第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第6回） 会議録

- 1 会議名 第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第6回）
- 2 日時 平成29年2月16日（木）午後7時から午後8時50分
- 3 会場 東久留米市役所4階 庁議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、岡野委員（副会長）、伊藤委員、本田委員、齋藤委員、園田委員、篠宮委員、鈴木（久）委員、柴委員、高崎委員、島崎委員、遠藤委員  
以上12名
- 5 欠席委員 小玉委員、森田委員 以上2名
- 6 事務局 内野福祉保健部長、小堀介護福祉課長、松下係長（保険係）、田中係長・松本主事（以上、介護サービス係）、藤係長（地域ケア係）
- 7 傍聴人 0名
- 8 次第
  - (1) 委員委嘱式等
    - ① 委嘱書交付（福祉を代表する委員）  
第6期介護保険運営協議会（第6回）
  - (1) 開会
  - (2) 配布資料の確認
  - (3) 議題
    - 議題1 介護保険運営協議会（第5回）会議録案について（確認）
    - 議題2 介護保険法の改正に伴う関係条例の一部改正（報告）
    - 議題3 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて②（報告）
    - 議題4 新しい総合事業の方向性⑥（報告）
    - 議題5 認知症高齢者のケア体制の充実②（報告）
  - (4) その他
  - (5) 閉会

## 9 配布資料

【資料1】第6期東久留米市介護保険運営協議会委員名簿（平成28年12月1日現在）

【資料2】第6期東久留米市介護保険運営協議会（第5回）会議録（案）

【資料3】介護保険法の改正に伴う関係条例の一部改正について

【資料4】第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

【資料5】総合事業の開始に向けた取り組みについて

【資料6】認知症高齢者のケア体制の充実

【リーフレット】新しい総合事業のお知らせ

※資料2のみ事前配布

### 10 第6期介護保険運営協議会（第6回）の開催

(1) 開会あいさつ（省略）

(2) 出欠席者等の確認

- ・出席者12名、欠席者2名。定足数に達しており会議は成立
- ・傍聴人 0名入室

【事務局】 配付資料の確認（省略）

(3) 議 題

#### ① 議題1 介護保険運営協議会（第5回）会議録（案）の確認

【会 長】 本日の議題に入る。議題1について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料2の会議録（案）につきましては、事前に委員の皆様へ郵送している。この会議録（案）は、前回11月17日の第5回会議の内容を要点筆記したものである。本日、議題1の中で、委員の皆様から承認を得た上で市の公式ホームページに掲載する。

【会 長】 事前に見てこられたと思うが修正点などあったら発言していただきたい。

【委 員】 この会議録の3ページ。在宅医療・介護連携推進協議会は公開か。

【事務局】 はい。本会同様に傍聴ができる。会議録は市ホームページに掲載している。

【委 員】 承知した。

【会 長】 他にあるか。

【委 員】 （特になし）

【会 長】 では、これで公表していただきたい。

【事務局】 承知した。

## ② 議題 2 介護保険法の改正に伴う関係条例の一部改正（報告）

【会 長】 議題 2 について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料 3 により報告する。

「東久留米市デイサービスセンター条例」「東久留米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」を一部改正する条例を、3月の市議会定例会に上程する。改正の根拠は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の改正を受け、「介護保険法」が改正されたことによる。

### ➤ 「東久留米市デイサービスセンター条例」の一部改正について

本市では、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始するが、要支援・要介護認定を受けていない方も利用対象とするため、公設の東部デイサービスセンター、幸町デイサービスセンター、ガーデンほんむらの利用対象者等の規定を整備する。

### ➤ 「東久留米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の一部改正について

小規模な通所介護（定員 18 名以下）と、重度の要介護者等で常時看護師の観察が必要な方を対象とする療養通所介護（現在市内の事業所はない）が、市町村が指定権限を持つ地域密着型サービスに位置づけられた。それにより、それらの基準等の条例を整備する。

何れの施行も平成 29 年 4 月 1 日とする。

資料裏面をご覧ください。＜参考 1＞と＜参考 2＞により補足説明をする。

### ➤ ＜参考 1＞について

市内の通所介護の事業所数は、2 月時点で 43 ある。内訳は、認知症対応型の通所介護が 3、定員 19 名以上の通所介護が 18、定員 18 名以下の地域密着型通所介護が 22 で、地域密着型通所介護が過半数を占める。地域密着型通所介護の圏域単位の内訳は、東部に 3、中部に 13、西部に 7 で、4 月に開設する特別養護老人ホームひばりが丘ふれあいの里に併設される事業所を含めると中部 14 となり合計で 23 になる。

事務局では、第 6 期介護保険事業計画の最終年度となる 29 年度の地域密着型の通所介護の事業所の新規指定の手続きとして、開設を希望する事業所からの事前協議を年度内に 2 回から 3 回程度設けるスケジュールを検討している。新規指定にあたっては、事業所の立地や運営事業者の適正、運営基準やサービスの内容を審査し、各圏域における事業所数や利用状況なども考慮しつつ、慎重に対応していきたいと考えている。

▶ <参考2>について

新規指定のスキームをスケジュールで紹介する。指定手続きの回数を、2回にするか3回にするかを、市ホームページへの掲載を予定している中で検討している。

【事務局】 会長、補足してよろしいか。

【会長】 どうぞ。

【事務局】 3月に市議会定例会が予定されている。これまでの運営協議会でも介護保険に関する条例改正など何かしらの議案を上げていくにあたっては、その前手の運営協議会で報告してきた経過から今回議題とさせていただいた。今ほど説明をした指定申請の手続きについて、こういった枠組みを持ってやっていきたいという意図としては、介護福祉課の窓口あるいは電話において、事業者から進出要望といった意向からヒアリングのようなことが日常的にある。これを事務的に整理していく必要があるだろうといったことも懸案事項として持っていたので、協議するタイミングを一定期間設けさせていただく中でそういった事業者とも対応していきたいといったところが意図である。

【会長】 この件について、意見、質問等があるか。

【委員】 (特になし)

③ 議題3 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて②(報告)

【会長】 議題3について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料4により報告する。

▶ 高齢者アンケート調査の結果報告(速報)について

第4回運営協議会(8/18)で概要説明を、第5回(11/17)でその実施説明を行ったが、今回は、回収したアンケートを集計中ということから、速報として報告する。

調査対象者は、1点目が高齢者一般調査で、平成28年10月末現在で65歳以上の方1,500人。2点目が在宅サービス利用者調査で、平成28年10月末現在で65歳以上、かつ平成28年8月に在宅介護サービスを利用された方1,500人。

調査期間は、何れの調査も、平成28年12月1日～22日として実施した。

回収率について、高齢者一般調査は、回収数が1,065件、有効回答数が1,062件で、回収率が70.8%となっている。在宅サービス利用者調査は、A票とB票の2通りの形式で実施した。A票はサービス利用者であるご本人による記入分。B票はそこご家族の方に回答していただく分。有効回収数は、A票が951件、B票が826件。有効回収率

は、A票が63.4%、B票が55.1%となっている。なお、第6期計画策定時に実施した平成26年の高齢者アンケートの回収率は、高齢者一般調査が65.1%、在宅サービス利用者調査が54.7%で、今回は前回は上回る回収率であったことから、介護保険事業に対する市民の皆様への関心の高さを感じさせられた。

今後の日程としては、まず、結果を単純集計し、その後、年齢層や性別などでクロス集計するなどして結果の傾向などを分析する。3月末を目途に調査報告書を完成し、5月の第7回運営協議会で報告する予定だ。

➤ 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

平成29年度において、平成30年から32年度の3か年の事業計画を策定する。資料裏面により報告する。

第7期事業計画のポイントとしては、夏以降に国から提示される予定の基本指針がある。ここでは、第6期事業計画における国の基本指針を参考として取り上げてみたい。

- ① 2025年のサービス水準の推計。第6期中の推計だけではなく、団塊の世代の方々が75歳になる2025年に向けて、サービス水準、給付費や保険料水準も推計する。
- ② 在宅サービス・施設サービスの方向性の提示。地域包括ケア計画として、地域の特徴を踏まえ中長期的な視点を持って、今後の方向性を提示する。
- ③ 生活支援サービスの整備。ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による生活支援サービスの強化のための取り組みを記載する。
- ④ 医療・介護連携・認知症施策の推進。早期対応の取り組み方針、施策を提示する。
- ⑤ 住まい。高齢者の住まいに関する施策の方向性を提示する。

➤ 今後の日程

○第7回運営協議会（5月）で、高齢者アンケートの結果を報告する。その後、事務局で結果の分析、地域の課題等の抽出を行う。また、第6期事業計画の振り返りを行う。

○第8回運営協議会（8月）で、検討状況を報告し、審議していただく。その後、事務局は、国の基本指針に沿った第7期事業計画の素案を作成する。

○第9回運営協議会（11月）で、第7期事業計画の素案を提示し、審議していただく。その後、事務局では、市民説明会を実施し、素案のパブリックコメントを実施する。

○第10回運営協議会（1月末）で、第7期事業計画の最終案を提示する。

【会 長】 この件について、意見、質問等があるか。

【委 員】 前回の運営協議会で会長から投げかけがあり、特養の実態と待機者の実情を

事業者の視点で話した。数字やイメージがひとり歩きしてしまうと、とても怖いなという思いがあり、第7期事業計画では、特養の整備に関して慎重に検討していただきたい。

今回は地域包括支援センターについて話をする。市内には3つの日常生活圏域があり、東部、中部、西部と分けている。圏域に1カ所ずつ地域包括支援センター（以下「包括」という。）が設置されている。設置当時と比べ市内の高齢化率と対象者は大分増加し、包括の業務量も増加した。また、業務内容も多岐に渡ってきている。今後において現状の包括の体制では、きめ細やかな対応がなかなか難しいのではないかなと考える。第7期事業計画の策定に向けては、市で分析や検証を行うと思うが、現時点の市の考えを伺いたい。

【事務局】 委員の指摘のとおり、設置当時とは状況、環境など、様々なところで変化が生じてきていることを市としても十分認識している。国が当初示した設置の考え方では、人口規模、業務量、運営のための財源、専門職の人材確保などの状況の整合性も十分配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう設置すると記憶している。一方で、日常生活圏域は、中学校区域が望ましいという考え方が示された。ただし、全国的に押しなべて捉えたときの考え方かなと市では思う。本市は関東平野の真ん中、首都圏に位置している。交通アクセスも比較的恵まれた状況にあって、本市には7つの中学校がある。そうすると、7つの包括が必要なのかという話になるが、そのまま全国の物差しに当てはめたときに、山地や大きな川に分断された地区が存在する地域に中学校が1つずつあるというのは到底同じ物差しでは測れないのかなという考えもある。しかしながら、包括の設置当時とは違ってきているということも確かだ。今後の計画策定スケジュールのとおり、アンケートの分析やそのあたりの検証を進めていくが、必要に応じて委員の方々に報告していく中で、課題はそれだけじゃないという意見も頂ければと思うとともに、様々な視点からの意見を頂きながら協議していただければと現時点では思っている。よろしいか。

【委員】 はい。

【会長】 ほかにあるか。

【委員】 事業計画は市の担当者だけで作成するのか。他のメンバーは入らないのか。

【事務局】 市区町村は、国の基本指針に基づいて事業計画の骨子を作成する。その後、第7期中に見込まれる介護サービス料を算定し、まずは事務局案を作成する。委員の方々には、適時、審議いただく中で事業計画を策定していきたいと考えている。

【委員】 承知した。

【会長】 ほかにあるか。

【委員】 高齢者アンケートの件で、自由記入欄はあったか。

【事務局】 今回は設けていない。該当する項目に丸印を書き添えていただく設問形式だ。

【委員】 承知した。

【会長】 在宅サービス利用者調査の回収数が2つに分かれているが、数字の表記が少し分かりづらいので改善願いたい。

【事務局】 1つのアンケート用紙にA票とB票と一緒に印刷されている。回収の中には、サービス利用者本人分のA票だけが記入され、家族分のB票が未記入の状態で見出される場合があるため有効回収数がA票とB票で異なっている。それを分かりやすく表記し直す。

【会長】 はい。よろしく願います。ほかに何かあるか。

【委員】 (特になし)

#### ④ 議題4 総合事業の方向性⑥ (報告)

【会長】 議題4について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 前回の運営協議会(11/17)以降の取り組みについて資料5により報告する。

##### ➤ 市民向け説明会の開催について

市民向け説明会は、日常生活圏域ごとに合計3回実施した。開催日時や場所は資料5のとおりである。参加人数は、合計で約100名であった。本日机の上に配布したパンフレット「新しい総合事業のお知らせ」を市民説明会でも配布している。また、時間の許す限り会場からの質問に対応させていただいた。質問の主な内容は、総合事業のサービス開始後の変更点やサービスの利用料、元気高齢者地域活躍推進事業などについてであった。

##### ➤ これまでの説明会開催の経過について

事務局では、これまで複数回に渡って事業者やケアマネジャー向けに説明会を実施してきた。全9回開催。日時や対象は資料5のとおりである。

##### ➤ 今後の予定について

来月3月15日号広報に総合事業の記事を大き目に掲載予定である。また、総合事業が開始する4月1日号の広報にはタブロイド版の折り込みで特集号を配布予定である。

##### ➤ サービス名称について

総合事業の開始に伴い、これまで運営協議会で使用してきた「従来型」「C型」「A型」の各サービスの名称を市民の方により分かりやすい名称となるよう改めた。パンフレットの3ページをご覧ください。「従来型サービス」を「総合事業型予防訪問介護」「総合事業

型予防通所介護」に。「C型サービス」を「支援強化型訪問介護」「支援強化型通所介護」に。「A型サービス」を「支え合い訪問介護」「支え合い通所介護」にした。

【会 長】 この件について、意見、質問等があるか。

【委 員】 (特になし)

#### ⑤議題5 認知症高齢者のケア体制の充実②(報告)

【会 長】 議題5について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料6「認知症総合支援事業の進捗状況について(報告)」に基づき説明する。

本市では第6期事業計画に基づき、認知症高齢者やその疑いのある高齢者に対する総合的な支援を行うため、平成27年度より認知症の地域支援推進員の配置や認知症の初期集中支援の推進、認知症のケアの向上の推進に取り組んでいる。また、昨年の第2回運営協議会(2/14)では、27年度の実施状況を報告した。今回はその取り組みのうち、来年度に向けた動きを報告する。

29年度より認知症カフェの立ち上げ支援を目的とした認知症カフェ整備事業補助金について、予算案に計上し、市議会定例会で議決されたのち実施を予定している。

##### ➤ 認知症カフェの目的について

認知症カフェとは、認知症の方やその家族が、地域の方や専門家と相互に情報を共有し、互いを理解し合う場である。軽度認知障害や認知症状の悪化防止、認知症の方やその家族の孤立防止、医療・介護の専門職や地域住民との社会交流、認知症に関する地域の共助の推進が、認知症カフェを設置する目的である。認知症のケアの向上における事業として、認知症の啓発、認知症の方の居場所・地域生活者の方の交流の場として、認知症カフェの立ち上げ支援を平成29年度より位置づけている。認知症カフェは、市民や市内の事業者など、様々な主体が取り組む必要がある。市内に複数あるなど、認知症の方やその家族が気軽に参加できるよう、歩いて行かれる範囲にあることが望ましい。また、参加者の方には、認知症の方やその家族のほかに、家族介護の経験のある方や認知症サポーター、見守り協力員をはじめとした近隣住民の方、市内在住・在勤の介護や福祉の専門職の方、医療の専門職の方など、様々な方たちが集い、相談や交流の場となることを想定している。

##### ➤ 事業概要について

認知症カフェを実施する団体に対し、整備などにかかる経費の一部を補助する。補助の対象団体は、公募により決定する。また、現に類似の取り組みを行っている団体について、



市が求める形態で運営していく場合には、補助の対象団体とする予定である。補助対象となった団体には、認知症カフェを少なくとも3年間継続することを補助条件にする予定で、地域に認知症カフェを広めていただくことを期待する。補助対象経費は、認知症カフェの看板や、参加者に配布、あるいは紹介するための認知症ケアの関連グッズの購入費など、相談や研修会実施時の講師の謝金、事務用品やパンフレットを作成するための物品購入費や通信費、必要に応じて会場の使用料などを想定している。

【会 長】 この件について、意見、質問等があるか。

【委 員】 認知症カフェを3年間継続ということだが、補助金自体は毎年か、それとも、3年で幾らという考えか。

【事務局】 カフェの立ち上げに要する経費の補助ということで、設置する年度の、初年度費用として補助する予定である。

【委 員】 そうすると、2年目、3年目に講師を呼んでというときには自費か。

【事務局】 はい。

【会 長】 ほかにあるか。

【委 員】 補助金に上限は設定されているか。

【事務局】 上限は1カ所当たり20万円を想定している。

【会 長】 ほかにあるか。

【委 員】 公募の基準はあるか。

【事務局】 現在検討中である。

【事務局】 認知症のケアで最も重要視すべきは、早期受診・通院といったところにどう結びつけていくかと。専門的な方とのコンタクトをする場をいかに設定していくかということが1つのキーになると考える。その役割として期待されているのが認知症カフェだという見方をしている。また、認知症という病気や認知症の方への接し方などを理解していただく方を増やしていくということで、事務局や包括では認知症サポーター養成講座に鋭意取り組んでいる。サポーターの数は増えていくが、その方々がご活躍される場所がなかなかないというのも一方である。そういった場としてもこのカフェを位置づけていきたいという考えもある。どういう条件でというのはまさしく今構築している最中だが、そこに書かれる、盛り込まれる文書とすれば、今私が申し上げたようなところを網羅的に実施していただける主体ということになるかなと思う。なお、補助対象数については、まずは1圏域2カ所の全体で6カ所というのを当面の目標にしたいと思っている。この補助事業

は予算がついて初めて実現できる。来年度、どれだけの団体が手あげをしていただけるかは正直わかりませんし、1圏域から3カ所、4カ所出てきたときにどう対応するかというのも当然あわせて考えていかなければならないが、地域で偏った配置にならないようにというのは気をつけたいと思っている。

【会 長】 よろしいか。ほかにあるか。

【委 員】 認知症カフェを利用する方は利用料金がかかるのか。

【事務局】 市側から設定する考えは今のところないが、既にカフェを取り組まれている他市の話では、100円、200円かかるところが多いと伺っている。

【委 員】 承知した。

【会 長】 ほかによろしいか。

【委 員】 (特になし)

#### (4) その他

【会 長】 本日の5つの議題は、全て終了した。続いて(4)その他について、まずは委員の方々から何かあるか。

【委 員】 (特になし)

【会 長】 では、事務局のほうで何か用意していることはあるか。

【事務局】 ございません。

#### (5) 閉会

【会 長】 次回の会議は5月の予定となる。これで第6回介護保険運営協議会を終了する。どうもありがとうございました。

閉会時刻20時50分